

重要文化財(古文書の部2件、歴史資料の部1件)の指定について

文化財課

国の文化審議会は、令和4年11月18日(金)に開催された同審議会文化財分科会の審議、議決を経て、本県に所在する文化財3件を重要文化財に指定することについて、以下のとおり文部科学大臣に答申した。

1 重要文化財(古文書の部)

(1) 銘苺家文書(四通)

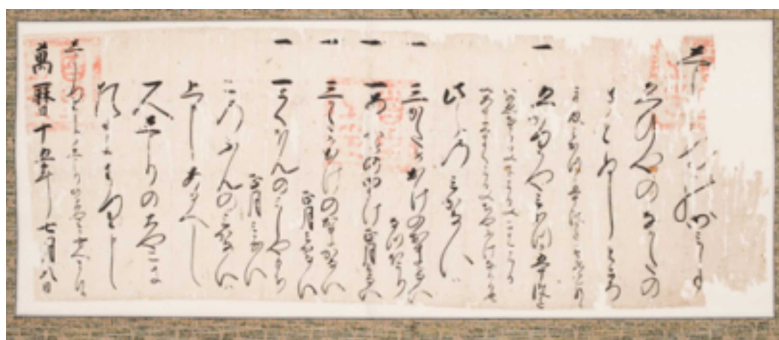
銘苺家は、伊是名島出身の第二尚氏の祖尚円(1415~1476)の叔父の子孫であり、歴代が銘苺大屋子を務め、王家に関する儀礼を司祭した。銘苺家文書は、「御朱印」「御印判」と呼ばれた琉球国王発給の朱印状(琉球国王朱印状)3通を中心とする。琉球史研究上、「辞令書」とも呼ばれていた文書である。内訳は、古琉球の朱印状1通、近世琉球の朱印状2通及び尚円生誕地を描いた絵図1通である。

本文書は、第二尚氏の王統に連なる銘苺家に伝来したものである。とくに古琉球の朱印状は、戦災により数多くの史料が失われた沖縄において、古琉球の貴重な文字資料として古文書学および琉球史研究上において極めて重要である。

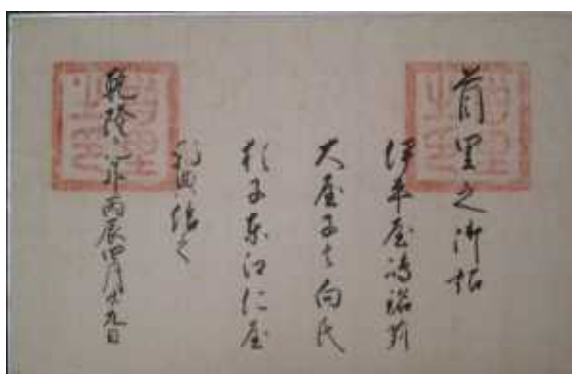
(琉球・第二尚氏時代・16~19世紀)

〔所有者〕沖縄県

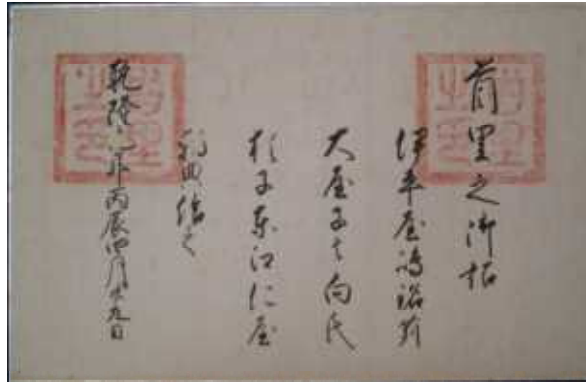
〔保管〕沖縄県立博物館・美術館



ばんれき
万曆十五年琉球国王
朱印状



けんりゆう
乾隆元年琉球国王朱印状
(銘苺大屋子職叙任辞令書)



けんりゅう
乾隆六年琉球国王朱印状
めかるおほやこしよくじょにんじれいしよ
(銘苧大屋子職叙任辞令書)



しよみおやしきならびにみほそじよすんじやうかーのず
諸見御屋敷并御躰所潮平御川の図

〔写真提供〕 沖縄県立博物館・美術館

(2) 琉球国王朱印状 (大首里大屋子充/万曆二十三年八月廿九日)

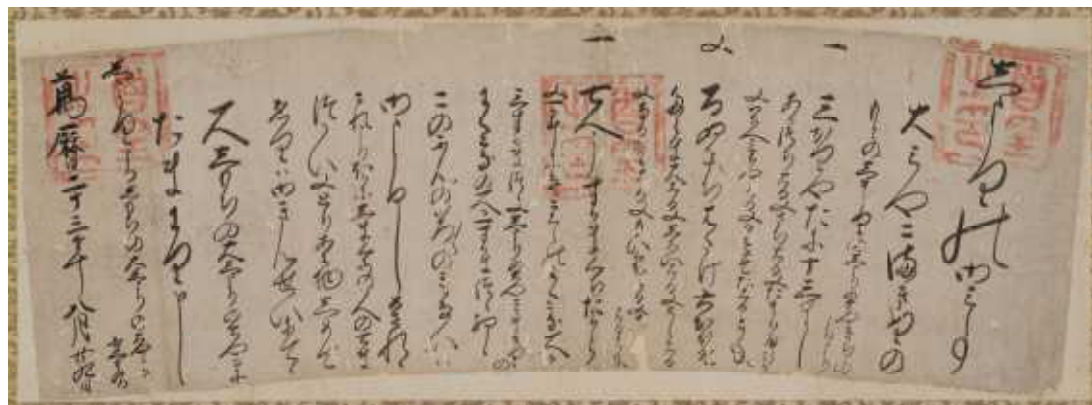
琉球国王朱印状は、国王が官人等を任用する際や、知行地等を給与する際に発給した公的な文書であり、国王の朱方印(「首里之印」)が捺されていることから「御朱印」「御印判」と呼ばれていた。琉球史研究上、「辞令書」とも呼ばれていた文書である。

本状は、国王から宮古島の「下地の大首里大屋子」へと与えられたもので、現存する朱印状中、唯一の三紙継ぎで本紙の全長が最も長く、古琉球の宮古島に関する唯一のものである。

古琉球研究上の第一級史料と評価されており、戦災により数多くの史料が失われた沖縄において、古琉球の貴重な文字資料として古文書学および琉球史研究上において極めて重要である。(琉球・第二尚氏時代・16世紀)

〔所有者〕 沖縄県

〔保管〕 沖縄県立博物館・美術館



琉球国王朱印状 おほしゆり おほや こあて ほんれき 〈大首里大屋子充/万曆二十三年八月廿九日〉

〔写真提供〕 沖縄県立博物館・美術館

2 重要文化財（歴史資料の部）

(1) 上江洲家関係資料 うゑすけ

上江洲家は17世紀末以降に久米島の西半分にあたる具志川間切ぐしかわまぎりの地頭代じとうでーを歴代務めた家である。本資料群は、同家伝来の一括資料で文書・記録類1589点、地図・絵図類31点、典籍類114点、書画類82点、器物類89点から構成される。

中心を占める文書・記録類は、琉球王府との関係を中心に同家の歴史を明らかにする家譜等がある。書画類は、久米島が清国との航路上の要衝にあったことから冊封使や琉球王国の使者が遺した書跡がまとまって伝来する。器物類は地頭代の功績を賞賛して王府から下賜された掛床かけどこが注目される。第二次世界大戦による被害のため、第二尚氏時代以来の家資料がまとまって伝存することは希有であるなか、本資料群は、琉球王国による離島支配のあり方、第二尚氏時代から昭和時代にいたる同家の家の経営や、生活文化などを伝え、政治経済史、文化史上などに学術的価値が高い。 (第二尚氏～昭和時代・17～20世紀)

〔所有者〕 個人

〔保管〕 久米島博物館（個人寄託）



かけどこ
掛床
よよそのびをなす
「世濟其美」



しほんちやくしよく
紙本著色・
西洋船の図

〔写真提供〕
久米島博物館

3 国指定有形文化財件数(令和4年11月9日現在)

種別	国宝	重要文化財	合計
建造物	1	22	23
絵画	—	—	—
彫刻	—	—	—
工芸品	—	2	2
書跡・典籍	—	3	3
古文書	—	2	2
考古資料	—	2	2
歴史資料	1	5	6
合計	2	36	38

※ 今回指定される「銘苅家文書」・「琉球国王朱印状」〈大首里大屋子充/万曆二十三年八月廿九日〉・「上江洲家関係資料」は、件数に含まれていない。これらが指定されると重要文化財は39件(古文書の部2件、歴史資料の部1件が追加)となり、国宝とあわせた合計が41件となる。